

障害者支援施設等の管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

障害者支援施設等における感染拡大防止と発生時の対応について（第2報）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、千葉県にある障害者支援施設における集団感染の事例を参考に、全ての利用者、職員等の検温の徹底や、万が一、施設内で発生した場合を想定した検討を進めていただくようお願いしたところです。

こうした中、石川県においては医療機関における集団感染が発生しており、全国的にも高齢者や障害者等の福祉施設の集団感染が相次いでいるところでもあります。

各施設等におかれましては、これまで以上に緊張感を持って感染拡大防止に対応するとともに、発生した場合の体制の検討を進めていただいているかと思われます。

つきましては、以下の内容も参考にいただき、職員の勤務体制等のさらなる強化を検討していただきますようお願いいたします。

記

- ・濃厚接触者の定義が、感染者が「発病した日」から「発病した日の2日前」に接触した者となり、範囲がこれまで以上に広がることから、家族の感染等により職員が濃厚接触者となり自宅待機となる事態が、これまで以上に増えることが予想されます。
- ・さらに、濃厚接触者となった職員の感染が判明した場合、施設内の複数職員も濃厚接触者となる可能性も高くなることから、深刻な職員不足になる恐れもあり、こうしたことも見据えた代替え職員の確保策を事前に検討しておくことが重要です。
- ・特に入所施設では、一人でも感染者が発生すれば、多数の職員が濃厚接触者となり自宅待機者が増えることにより、少数の職員で支援を継続しなければならないことも想定されます。また、代替え職員が確保できても、必ずしも障害の特性を理解できる方が確保できるとは限りません。
- ・このような事態を少しでも避けるために、例えば、同一法人内の通所事業所を一時休止し、入所施設の勤務に振り替えることや、最近、施設を退職した職員に事前に協力を要請しておくなど、あらゆる方策を検討しておく必要があります。

（問い合わせ先）

石川県健康福祉部障害保健福祉課自立支援グループ

TEL：076-225-1428